

横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱

制 定 平成 12 年 3 月 31 日 教私第 286 号（市長決裁）
最近改正 令和 7 年 2 月 21 日 こ保運第 1392 号（局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、横浜市私立幼稚園預かり保育事業実施要綱（令和元年 9 月こ子第 714 号）（以下「実施要綱」という。）に基づき、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を実施する幼稚園に対する補助金の交付について、必要な手続きを定める。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）（以下「補助金規則」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則及び実施要綱の例による。

（補助金交付の対象）

- 第 3 条 市長は、実施要綱に基づく横浜市預かり保育実施園の認定を受け当該事業を実施する設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象園児）

- 第 4 条 実施要綱第 2 条第 8 号に規定する保育を必要とする園児を補助対象園児とする。

（補助の種類及び対象経費）

- 第 5 条 補助の種類及び対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。

（1）開設準備費補助

当該施設の開設に必要な修繕や備品の購入等に要する経費

（2）運営費補助

ア 経常費分

預かり保育の運営に要する経費

イ 個別支援分

障害児を保育するために必要な経費

ウ 延長保育分

延長保育の運営に要する経費

エ 長期休業期間分

春休み及び夏休み等期間中の預かり保育に伴う日中の運営に要する経費

（3）幼稚園型認定こども園移行整備費補助

幼稚園型認定こども園へ移行するにあたり、長時間保育の安全性を確保することを目的に、保育所の設備基準に準じた防災・防災対策等に要する経費

- 2 補助金の額は、別表 1 のとおりとする。

- 3 交際費、慶弔費、懇親会費並びに直接事業と関連のない修繕費、備品購入費及び食糧費等の経費については、本補助金の対象外とする。

（交付の申請）

- 第 6 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。
- 2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式兼第 11 号様式）を用いなく

ればならない。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 在園証明書兼特定子ども・子育て支援提供証明書（第2号様式）

(2) 事業内訳書

ア 運営費補助事業内訳書兼運営費補助・施設等利用費実績明細書（第3号様式兼第12号様式）

イ 長期休業分内訳書（第6号様式）

ウ 開設準備費補助内訳書兼実績明細内訳書（第7号様式兼第13号様式）

エ 幼稚園型認定こども園移行整備費補助内訳書兼実績明細内訳書（第8号様式兼第14号様式）

(3) 在園児名簿

ア 在園児名簿【施設等利用給付認定2号・3号該当者】（第4号様式）

イ 在園児名簿【市型預かり保育利用要件対象者】（第4号様式の2）

ウ 在園児名簿【満3歳児用】（第4号様式の3）

エ 在園児名簿（延長保育）（第4号様式の4）

オ 在園児名簿（個別支援）（第5号様式）

4 前項第3号の在園児名簿には、保育を必要とする園児であることを証明できる書類を添えなければならない。ただし、法第30条の4第2号又は3号に規定する施設等利用給付認定を受けている者は省略できるものとする。

（補助金の額）

第7条 第5条の各号に定める補助金の交付額は、別表1のとおりとし、交付額の算出方法は次のとおりとする。

(1) 開設準備費補助

1 園当たりの補助額又は第6条第3項第2号による開設準備費補助事業内訳書兼実績明細内訳書（第7号様式兼第13号様式）における経費のいずれか低い額とする。

(2) 運営費補助

経常費分、個別支援分、延長保育分及び長期休業期間分を合計した額とする。

ア 経常費分

補助対象園児1人当たりの補助額に同対象園児各々の数を乗じて得た額とする。

イ 個別支援分

補助対象園児1人当たりの補助額に同対象園児各々の数を乗じて得た額とする。

ウ 延長保育分

補助対象園児1人当たりの補助額に同対象園児各々の数を乗じて得た額とする。

エ 長期休業期間分

職員1人当たりの補助額に職員数及び預かり保育実施時間数を乗じて得た額とする。

(3) 幼稚園型認定こども園移行整備費補助

1 園当たりの補助額又は第6条第3項第2号による幼稚園型認定こども園移行整備費補助内訳書兼実績明細内訳書（第8号様式兼第14号様式）における経費のいずれか低い額とする。

（交付決定通知）

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金不交付決定通知書（第9号様式）により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（第10号様式兼第18号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

- 第10条 補助金規則第14条第1項第1号により設置者は第6条第2項に基づく交付の申請を行うときに、横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式兼第11号様式)に運営費補助事業内訳書兼運営費補助・施設等利用費実績明細書(第3号様式兼第12号様式)、開設準備費補助内訳書兼実績明細内訳書(第7号様式兼第13号様式)及び幼稚園型認定こども園移行整備費補助内訳書兼実績明細内訳書(第8号様式兼第14号様式)を添えて市長に報告しなければならない。また、設置者は当該年度の補助事業が終了したときに、横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金収支報告書(第15号様式)に収支計算書(第16号様式)及び人件費の支出状況(第17号様式)を添えて市長に報告しなければならない。
- 2 補助金規則第14条第1項2号及び3号の規定による書類の添付については省略できるものとする。
- 3 補助金規則第14条第5項第3号により補助金等の適正な執行が担保されていると市長が認める設置者は実施要綱第2条第3号に規定する施設の設置者とする。

(補助金額の確定通知)

- 第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(第10号様式兼第18号様式)により行うものとする。

(補助金交付の請求)

- 第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金兼施設等利用費請求書(第19号様式)により行わなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 設置者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第20号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行わなければならない。
- 2 前項に定める報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付する。

(補助金に関する調査)

- 第14条 市長は、補助金の執行状況について必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

(関係書類の保存期間)

- 第15条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(保護者負担)

- 第16条 預かり保育利用者の保護者負担額は、別表2のとおりとする。ただし、満3歳児の課税世帯以外は、保護者負担額から実施要綱第2条第11号に規定する施設等利用費を除いた額を横浜市の負担とするため、設置者は預かり保育利用者から徴収することはできない。なお、横浜市の負担である、保護者負担額から施設等利用費を除いた額については、別表1の経常費に含むものとする。

延長保育については、設置者において別表2で定める「保護者負担額表」を上限に設定することとする。

- 2 前項のうち、法第30条の4第3号に規定する施設等利用給付認定に該当しない市民税非課税世帯の満3歳児が市民税額を証明する書類を市長に提出した場合、市長は提出された書類から課税状況の調査を行うものとする。ただし、市長が調査を行うことを、保護者及び世帯員全員が同意する場合は、市民税を証明する書類の提出を省略することができるものとする。調査の結果、市民税非課税世帯と確認できた場合、保護者負担を無償とする。
- 3 本要綱で定める補助金は、教材費、おやつ代を含めたものであり、保護者から徴収することは、原則として認めないこととする。ただし、やむを得ない徴収金については、保護者の理解を得ることを前提に、

経理内容の明確な処理及び結果の報告を要する。

(施設等利用費)

第 17 条 当該事業における施設等利用費の支給は、横浜市における施設等利用費取扱要綱（令和元年 9 月こ保運第 1997 号）第 2 条に基づき、当該事業の補助金交付手続きと併せて行う。

(委任)

第 18 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 9 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 10 年 3 月 2 日から施行し、平成 9 年 8 月 26 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 14 年 5 月 25 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 15 年 6 月 10 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 17 年 3 月 31 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 18 年 3 月 30 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 19 年 6 月 6 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 20 年 2 月 28 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 22 年 3 月 24 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 22 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 26 年 3 月 24 日から施行し、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 3 月 2 日から施行する。ただし、改正後の別表 1 及び第 16 号様式については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 27 年 6 月 19 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 特例保育及びゆうゆうのもり幼保園についての特例に関する規定については、第 2 条第 1 項第 1 号に関わらず、当面の間、改正前の規定に基づき、特定教育・保育施設として横浜市の確認を受けた施設も補助金交付の対象とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 10 月 19 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 20 条の規定については、平成 28 年 11 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 特例保育及びゆうゆうのもり幼保園についての特例に関する規定については、第 2 条第 1 項第 1 号に関わらず、当面の間、改正前の規定に基づき、特定教育・保育施設として横浜市の確認を受けた施設も補助金交付の対象とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以降の第 2 四半期の申請に係るものから適用する。ただし、第 21 条第 1 項については平成 28 年 4 月 1 日以降の申請に係るものから適用し、第 21 条 2 項については、平成 29 年 4 月 1 日以降の申請に係るものから適用する。

(経過措置)

2 特例保育については、第 2 条第 1 項第 1 号に関わらず、当面の間、改正前の規定に基づき、特定教育・保育施設として横浜市の確認を受けた施設も補助金交付の対象とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和元年 10 月 1 日以降の第 3 四半期の補助金交付に係るものから適用する。令和元年 9 月 30 日以前の補助金交付に係る手続については、なお従前の例による。

(私立幼稚園預かり保育事業(平日型)補助金交付要綱(平成 22 年 6 月こ子第 173 号)(以下「平日型補助金交付要綱」という。)の廃止)

2 平日型補助金交付要綱は、本要綱の施行をもって廃止する。平日型補助金交付要綱において横浜市の認定を受けた施設も、本要綱の補助金交付の対象とし、本要綱の施行以前の補助金交付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以降の第 1 四半期の補助金交付に係るものから適用する。令和 2 年 3 月 31 日以前の補助金交付に係る手続については、なお従前の例による。

2 平日型補助金交付要綱において横浜市の認定を受けた施設も、本要綱の補助金交付の対象とし、本要綱の施行以前の補助金交付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降の第1四半期の補助金交付に係るものから適用する。令和3年3月31日以前の補助金交付に係る手続については、なお従前の例による。

2 平日型補助金交付要綱において横浜市の認定を受けた施設も、本要綱の補助金交付の対象とし、本要綱の施行以前の補助金交付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。

附 則

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月分の補助金請求に係るものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年2月29日から施行し、令和6年4月分の補助金請求に係るものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年11月22日から施行し、令和6年10月分の補助金請求に係るものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年2月21日から施行し、令和7年4月分の補助金請求に係るものから適用する。

(別表1)

補助金額

(単位:円)

開設準備費 (開設時のみ、上限)			
施設類型	平日型	通常型	預かり保育開設に必要な修繕や備品の購入等に要する経費 (年額)
		500,000	
運営費			
経常費			
預かり保育	平日型	通常型	3～5歳児・満3歳児の非課税世帯 (園児1人当たり/月額) (保護者負担額を含む) ※は有資格加算適用園
	29,000 ※31,100 上記の金額から施設等利用費を除いた額	32,800 ※35,500 上記の金額から施設等利用費を除いた額	
預かり保育 満3歳課税	20,000 ※22,100	23,800 ※26,500	満3歳児の課税世帯 (園児1人当たり/月額) ※は有資格加算適用園
個別支援	57,200 ※188,500	68,600 ※226,200	満3～5歳児 (園児1人当たり/月額) ※は医療的ケア児
延長保育	1,700	1,700	満3～5歳児 (園児1人当たり/月額) 30分毎
長期休業期間	1,376	1,376	職員勤務1人当たり/時間
移行整備費(移行時のみ、上限)			
預かり保育	平日型	通常型	幼稚園型認定こども園へ移行する園の防災・防災対策等に要する経費 (年額)
	500,000	500,000	

(別表2) 保護者負担額表 (月額)

(単位:円)

	3～5歳児	満3歳児(課税世帯)	満3歳児(非課税世帯)
預かり保育の利用要件に該当する場合 (別表1、別表2)	11,300	16,300 ※保護者から徴収できる金額は、上限9,000 (園で設定)	16,300
子ども・子育て支援法第30条の4第2号・3号に該当する場合	11,300		16,300
延長保育	延長保育を必要とする園児 上限1,700 (園児1人当たり (30分毎))		
延長保育の実施に伴う 間食費、給食費	間食費 給食費	上限2,500 上限7,500	(園児1人当たり) (園児1人当たり)

第1号様式兼第11号様式（第6条第2項及び第10条第1項）

年 月 日

横浜市 長

所在地 _____

法人名 _____

代表者職氏名 _____

年度横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金
交付申請書兼実績報告書
(第 四半期分)

横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金について、横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告し、補助金の交付を申請します。

なお、預かり保育の実施につきましては、横浜市私立幼稚園預かり保育事業実施要綱第5条の要件に基づき実施いたします。

補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）、横浜市私立幼稚園預かり保育事業実施要綱及び横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱を遵守します。

1 園名 _____

2 補助金交付申請金額 _____ 円

3 申請する補助の種類

申請する補助の（ ）内に○印をつけてください。

（ ） 開設準備費補助（開設時のみ対象）

（ ） 運営費補助

4 添付書類

添付する書類について（ ）内に○印をつけてください。

（ ） 在園証明書兼特定こども・子育て支援提供証明書（第2号様式）

（ ） 運営費補助事業内訳書兼運営費補助・施設等利用費実績明細書（第3号様式兼第12号様式）

（ ） 在園児名簿（第4号様式、第4号様式の2、第4号様式の3、第4号様式の4、
第5号様式）

（ ） 長期休業分内訳書（第6号様式） ……長期休業期間が含まれている場合に必要

（ ） 開設準備費補助内訳書兼実績明細内訳書（第7号様式兼第13号様式）

……開設準備費申請時に必要

（ ） 幼稚園型認定こども園移行整備費補助内訳書兼実績明細内訳書
(第8号様式兼第14号様式)

（ ） 就業(予定)証明書等の市型預かり保育の利用要件に該当することの証明書類

第2号様式（第6条第3項第1号）

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地 _____
法 人 名 _____
代表者職氏名 _____
園 名 _____

年度横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金
在園証明書兼特定子ども・子育て支援提供証明書
(第 四半期分)

在園児名簿（第4号様式、第4号様式の2、4号様式の3）に記載のある園児は、当園に在園し、そのうち在園児名簿(第4号様式)に記載のある園児においては、下記の実施内容の通りに利用者へ特定子ども・子育て支援（預かり保育）を提供したことを証明します。

提供時間帯 : _____

年度

横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金
 運営費補助事業内訳書兼運営費補助・施設等利用費実績明細書(第 四半期分)

園名： _____

1 施設等利用費

	日	利用合計日数を記入
--	---	-----------

	円	①
--	---	---

2 経常費分補助

	月		月		月	
満3歳児(課税世帯)		人 ①		人 ②		人 ③
満3歳児(課税世帯)計 ①+②+③						人 ④
満3歳児補助金額 ④×補助金(満3歳児)円						円 ⑤
	月		月		月	
満3歳児(非課税世帯)		人		人		人
3歳児		人		人		人
4歳児		人		人		人
5歳児		人		人		人
満3～5歳計		人 ⑥		人 ⑦		人 ⑧
満3～5歳児合計 ⑥+⑦+⑧						人 ⑨
満3～5歳児補助額 ⑨×補助金-①円						円 ⑩
合計 ⑤+⑩						円 ⑪

3 延長保育分補助

対象者数合計		人 ⑫	補助額 ⑫× 円		円 ⑬
--------	--	-----	-------------	--	-----

4 長期休業分補助

時間数合計		時間 ⑭	補助額 ⑭× 円		円 ⑮
-------	--	------	-------------	--	-----

5 個別支援分補助

園児数合計 (医療的ケア児以外)		人 ⑯	補助額 ⑯× 円		円 ⑰
園児数合計 (医療的ケア児)		人 ⑲	補助額 ⑲× 円		円 ⑳

6 開設準備費補助

	円	㉑
--	---	---

7 幼稚園型認定こども園移行整備費補助

	円	㉒
--	---	---

合計 ⑰+⑱+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖	円	㉗
-----------------------	---	---

年度

横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金

在園児名簿 (第 四半期) (延長保育)

園名 : _____

【午後7時まで】

クラス年齢	園児氏名	生年月日	月極め対象期間	備考
			新規・継続 月・月・月	

【午後7時半まで】

			新規・継続 月・月・月	

↑該当月を○で囲んでください。

年度
 横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金
 在園児名簿(第 四半期分) (個別支援)
 園名： _____

【医療的ケア児以外】

クラス 年齢	園児氏名	生年月日	月極め対象期間	備考
			新規・継続 月・月・月	

【医療的ケア児】

			新規・継続 月・月・月	

↑ 該当月を○で囲んでください。

第7号様式兼第13号様式（第6条第3項第2号及び第10条第1項）

年度

横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金
開設準備費補助内訳書兼実績明細内訳書

園名： _____

事業名	内訳及び明細	経費(円)
合	計	

年度

横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金
幼稚園型認定こども園移行整備費補助
内訳書兼実績明細内訳書

園名： _____

事業名	内訳及び明細	経費(円)
合	計	

(法人名)
(法人代表者職氏名) 様

横浜市 長

年度横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金不交付決定通知書

先に申請のありました 年度分の補助金（ 月から 月分まで）について、
次のとおり不交付することを決定しましたので、通知します。

1 園名

2 不交付の理由

(法人名)
(法人代表者職氏名) 様

横浜市 長

年度横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

先に申請のありました 年度分の補助金（月から月分まで）について、次のとおり交付することを決定し、その額を確定しましたので、通知します。

円

園名	
----	--

〔内 訳〕

1 経常費補助

項目	年齢	助成対象数	補助額
経常費補助	満3～5歳児	人	円 ①

2 延長保育分補助

助成対象数 ②	補助単価 ③	補助額 (②×③)
人	円	円 ④

3 長期休業期間分補助

助成対象時間 ⑤	補助単価 ⑥	補助額 (⑤×⑥)
時間	円	円 ⑦

4 個別支援分補助

助成対象数 (医療的ケア児以外) ⑧	補助単価 ⑨	補助額 (⑧×⑨)
人	円	円 ⑩
助成対象数 (医療的ケア児) ⑪	補助単価 ⑫	補助額 (⑪×⑫)
人	円	円 ⑬

5 開設準備費補助（開設時のみ対象）

円 ⑭

6 幼稚園型認定こども園移行整備費補助

円 ⑮

補助額計 (①+④+⑦+⑩+⑬+⑭+⑮)	円
----------------------	---

【支払時期】

【交付の条件】

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第7条第1号から3号に定める条件
- (2) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱の定めに従ってください。

横 浜 市 長

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

年度横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金
収支報告書

横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱第10条に基づき、私立幼稚園預かり保育事業補助金の収支について、関係書類を添えて報告します。

1 園名

2 提出書類

- (1) 収支計算書(第16号様式)
- (2) 人件費の支出状況(第17号様式)

年度
横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金
収支計算書

園名： _____

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 横浜市補助金収入	_____ 円	I 人件費	_____ 円
		1 本棒	_____ 円
		2 諸手当	_____ 円
		3 社会保険等	_____ 円
		4 退職共済	_____ 円
		5 パート人件費	_____ 円
II 利用料収入	_____ 円	II おやつ代	_____ 円
III 施設等利用費収入	_____ 円	III 教材費	_____ 円
IV その他	_____ 円	IV その他	_____ 円
		_____	_____ 円
合 計	_____ 円	合 計	_____ 円

注1) 横浜市補助金収入金額は、四半期ごとの交付金額の合計と一致させてください。

注2) 人件費の金額は第17号様式の金額と一致させてください。

年度横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金兼施設等利用費
請 求 書

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地 _____
法 人 名 _____
代 表 者 職 氏 名 _____ ㊟
(園 名) _____

年度横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金及び施設等利用費として、
下記のとおり請求します。

¥ _____ . -

請求内訳

- 1 施設等利用費 ¥ _____ . -
- 2 横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金運営費 ¥ _____ . -

振込先金融機関

銀 行 名	
支 店 名	
口 座 の 種 類	
口 座 番 号	
口座名義人（カナ）	

本件振込みについては上記名義人宛振込願います。

法 人 名 _____
代 表 者 職 氏 名 _____ ㊟

（留意事項） 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地 _____
法 人 名 _____
代表者職氏名 _____
園 名 _____

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

先に交付決定を受けた、 年度横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告する。

- 1 横浜市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱第11条に基づく額の確定額

_____ 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

_____ 円

3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書（別紙）
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
- (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）